

船舶事故等調査報告書

平成24年4月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第54号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年3月27日 10時58分ごろ	
発生場所	徳島県阿南市伊島北東方沖 伊島灯台から真方位042° 3,800m付近 (概位 北緯33° 52.2' 東経134° 50.6')	
事故等調査の経過	平成23年3月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 ^{にちりん}日麟丸、499トン 140996、日伸運輸株式会社、大泊海運有限会社</p> <p>B 漁船 ^{きよ}第十清丸、13トン TO2-3065（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、三級海技士（航海） 機関長A、五級海技士（機関）</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷船首部外板に擦過傷</p> <p>B 右舷中央部外板に亀裂</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長A及び機関長Aほか3人が乗り組み、伊島北東方沖を自動操舵により約13ノットの対地速力で南南東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、黒色鼓形形象物を掲げて底びき網漁に従事中、平成23年3月27日10時58分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、10時40分ごろ、食事交替のために昇橋した機関長Aに左舷船首方に前路を横切るB船がいるので注意するように伝え、操船を任せて降橋し、賄室で昼食の準備をしていた。</p> <p>操船を交替した機関長Aは、B船を避けようと思い、自動操舵のまま10°左転し、B船が右舷船首方に位置するようになったのち、B船が後進しているのに気づき、手動操舵に切り替えて右舵一杯としたが衝突した。</p> <p>船長Bは、B船が船首を南西方に向けてえい網中、A船がB船の右舷船首方を南南東進するのを認め、A船はB船の船首方を航行するものと思い、機関を停止して揚網を始めたところ、A船が至近に接近したが、どうすることもできずに衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮期</p>	
その他の事項	<p>機関長Aは、B船が黒色鼓形形象物を掲げてトロールによる漁ろうに従事中であることに気付かなかった。</p> <p>機関長Aは、甲板部当直の資格を有していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与	A あり、B なし

	<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし</p> <p>A 船は、伊島北東方沖を南南東進中、機関長 A が、適切な見張りを行っていなかったことから、B 船がえい網を終了して揚網を始めたことに気付かず、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、伊島北東方沖でトロールによる漁ろうに従事中、船長 B が、A 船が B 船の船首方を航行するものと思い、揚網を始めていたところ、A 船の接近に気付いたが、避航措置をとることができず、A 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>機関長 A は、甲板部当直の資格を有しておらず、船橋当直を行ってはいなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、伊島北東方沖において、A 船が南南東進中、B 船がトロールによる漁ろうに従事中、機関長 A が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 形象物などの確認を行い、船舶の状態を判断すること。 ・ 甲板部当直の資格を有する者が操船すること。 	